

トレーニングルーム・走路 5類感染症への移行後の利用方法について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されます。

それに伴い、令和5年5月9日（火）よりトレーニングルームならびに走路の利用方法について、次のとおり変更しますのでお知らせいたします。

1 トレーニングルーム ※変更点のみ記載

	変更前	変更後(5/9~)
入 場 人 数	定員20名	人数制限なし
体 温 計 測	必要	不要
ロ ッ カ ー	20個	24個
更 衣 室	最大3名まで※シャワー室利用者含む	最大5名まで
シャワー室	最大3名まで※更衣室利用者含む	最大3名まで※シャワーヘッド3口のみ設置
そ の 他	フリーウエイトの補助業務は当面休止	フリーウエイト補助業務の再開

※トレーニングルームをご利用いただくためには、新規講習会を受講していただく必要があります。
新規講習会については随時行っております。日程につきましては[こちら](#)をご確認ください。

2 走路 ※変更点のみ記載

	変更前	変更後(5/9~)
入 場 人 数	定員10名	人数制限なし
体 温 計 測	必要	不要

※更衣室、シャワー室のご利用については、上記トレーニングルームに記載の通りです。

3 その他

(1) 利用者証について

5月9日（火）からは右に記載の利用者証を受付時にご提示ください。
トレーニングルーム・走路共通でご使用いただけます。



①利用当日に利用者証を忘れてしまった方

登録内容を確認させていただき、確認が出来ましたら
利用者番号をお伝えします。次回、必ず利用者証をお持ちください。

②紛失した方、古い利用者証をお持ちの方

無料で再発行いたします。

③利用者証を持っていない方（新規講習会を受講していない方）

新規講習会を受講してください。

ただし、利用者証を持っていない方も、走路やシャワーは利用いただけます（有料）。